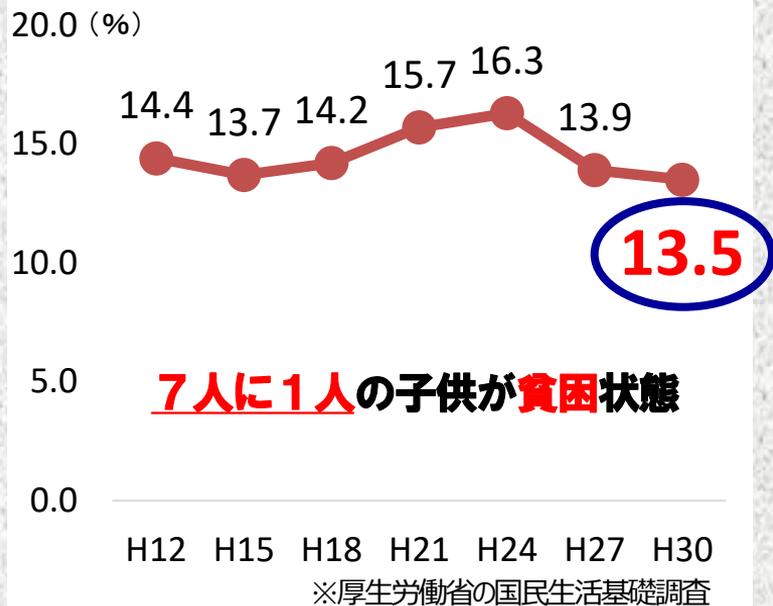


コロナ禍における子供の居場所について

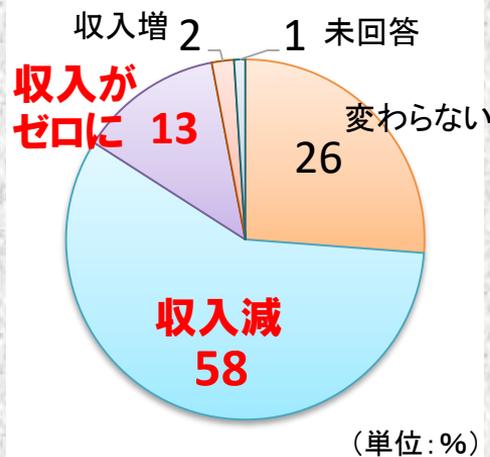
生活困窮世帯の子供を取り巻く環境は悪化

子供の貧困率



コロナ禍によるひとり親世帯の生活の変化

収入の変化



食生活の変化

1回の食事量が減った	14.8%
1日の食事回数が減った	18.2%
お菓子やおやつを食事の代わりにすることが増えた	20.1%
炭水化物だけの食事が増えた	49.9%
インスタント食品が増えた	54.0%

※NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」のアンケートより（約2,000人が回答）
令和2年1月～2月と7月の生活を比較して回答

子供の居場所とは

家でも学校でもない 安心して過ごせる第3の居場所

子ども食堂

ご飯を食べるだけではない
“地域と繋がり、信頼できる人と出会える場”



プレーパーク

子供たちが自ら考え、自由に遊ぶ
“冒険遊び場”



無料学習塾

地域の子供に無料で勉強を教える
“現代の寺子屋”



コロナ禍でも活動を続ける子供の居場所

コロナ禍だからこそ子供たちのために活動を継続

【子ども食堂によるお弁当配布】



- ・会食形式での開催が難しい
- ・ドライブスルー方式で3密を回避

【屋外で子ども食堂】



- ・外遊びの後に皆でお弁当を
- ・収穫体験やプレーパークとコラボ

【フードパントリー活動】



- ・ひとり親世帯等に食材を無償配布
- ・コロナ禍で団体数が4倍に
(R2.1月10団体 → R2.12月43団体)

子供の居場所づくり活動を支える県の取組

子供たちを誰ひとり取り残さないために「子供の居場所」を全力で支援！

① 活動継続に向けた支援

- 一斉休校時に余剰となった給食食材などを保管する大型冷凍庫20台を子ども食堂等に寄贈
- 県庁フードドライブで集めた食材を子ども食堂やフードパントリーに寄贈



② マッチング支援

- 継続的に食材を寄附してくださる企業等と各団体をマッチング
- 「こども応援ネットワーク埼玉」のFacebookで輸送に協力してくれる企業や個人を募集し、団体に紹介



③ 新規立ち上げ支援

- 専門家をアドバイザーに任命し、派遣（R2年度 132回）
- 新たに25団体を立ち上げ
- こども食堂応援基金等による助成（R2年度 91団体、1,037万円）



皆さまの思いを子供の居場所へ

◆団体の活動への支援をお考えの個人・企業の皆さま

食材の寄附

場所の提供

輸送の支援

こども応援
ネットワーク埼玉

お問い合わせ：福祉部 少子政策課 こどもの未来応援担当
048-830-3348

こども応援ネットワーク埼玉

検索

 フェイスブックで活動状況を報告中！



◆寄附をお考えの個人・企業の皆さま

お問い合わせ：社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
048-822-1248

埼玉県社協 こども食堂応援基金

検索

こども食堂
応援基金



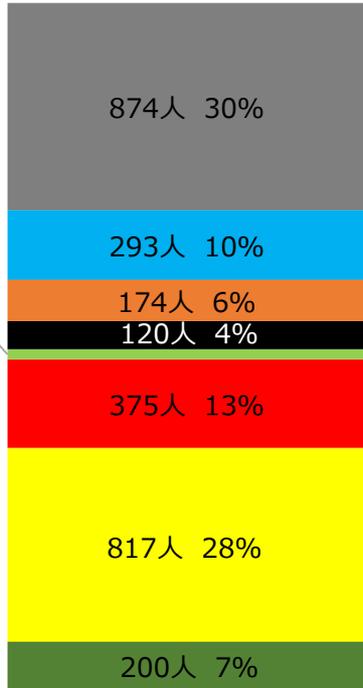
埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	1月11日		1月18日		1月25日
病床全体占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	73.0%	⇩	70.4%	⇩	70.2%
うち重症病床占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	59.8%	⇨	61.7%	⇨	64.3%
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	69.3人	⇨	88.2人	⇩	68.2人
PCR検査陽性率 (※1週間の平均)	10%	9.7%	⇩	9.4%	⇩	6.6% <small>※1月24日の数値</small>
新規報告数	1週間10万人当たり 15人以上 (25人以上)	40.8人	⇩	40.0人	⇩	33.9人
直近1週間と 先週1週間の比較	直近1週間が 先週1週間より多い	1.71	⇩	0.98	⇩	0.85
感染経路不明割合	50%	47.7%	⇩	40.4%	⇨	41.0%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.466	⇩	0.986	⇩	0.888

埼玉県の感染動向の推移について(感染疑い経路区分)

1月4日～1月10日

計2,894名



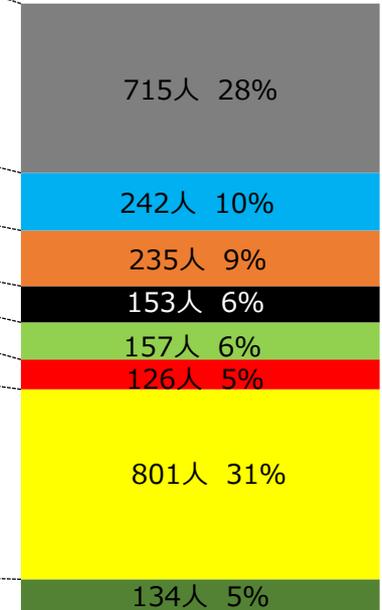
1月11日～1月17日

計2,956名



1月18日～1月24日

計2,563名



■ 都内での感染
 ■ 家庭内
 ■ 夜の街+飲食
 ■ 施設(高齢)
 ■ 病院
 ■ 勤務先
 ■ その他感染経路が推定できるもの
 ■ 不明

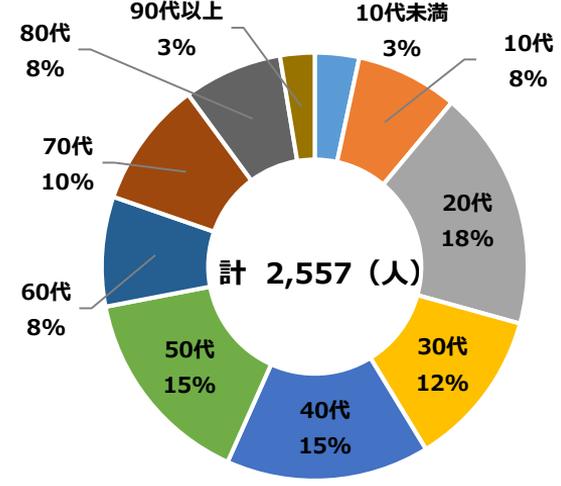
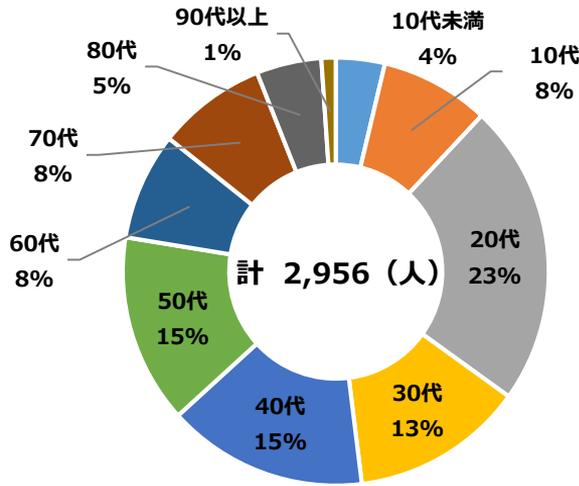
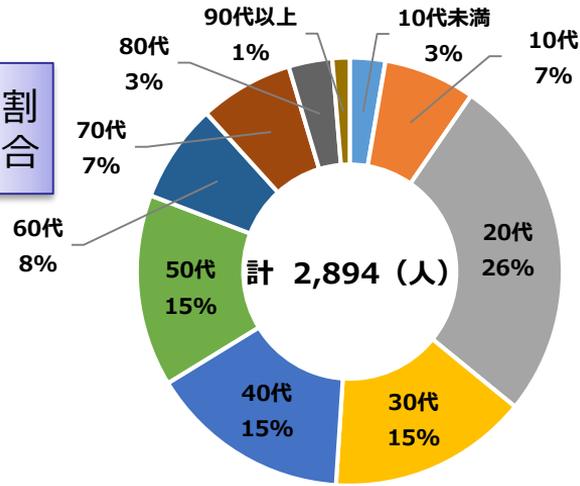
埼玉県の感染動向の推移について(年齢構成)

①1月4日～1月10日

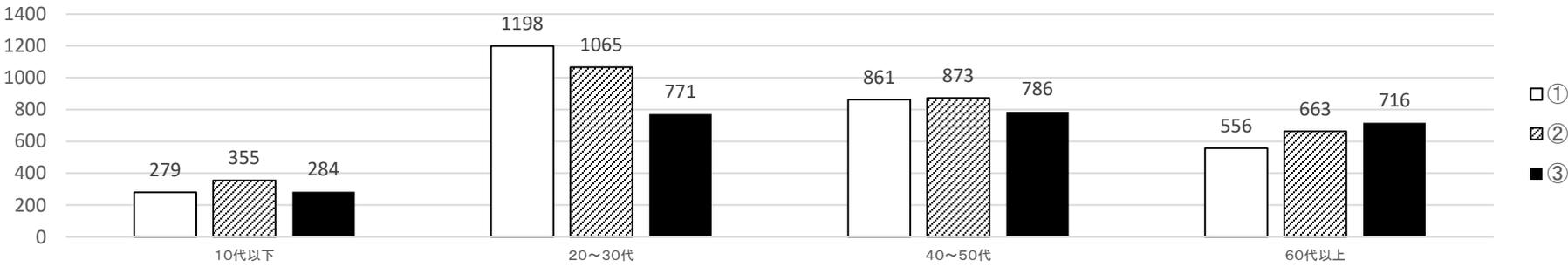
②1月11日～1月17日

③1月18日～1月24日

割合



実数



新型コロナウイルス感染症から大切ないのちを守るため、

テレワーク等による出勤者数の削減を宣言した企業・団体等を登録

宣言

私たちは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
緊急事態宣言期間中にテレワーク等を実践し、
出勤者数の7割削減を目指し、
最大限の努力をいたします。

登録企業等には

宣言書とロゴマークを交付 ※専用ページからダウンロード

県のホームページで企業を紹介・PR

テレワーク導入支援補助金の補助率を引き上げ

制度融資の利率を優遇 ※別途、融資対象者要件があります。

県民、事業者の皆様へのお願い

県民

(特措法
第45条第1項)

◆不要不急の外出自粛

(通院、生活必需品の買い出し、通勤・通学、運動や散歩は除く)

事業者

(特措法
第24条第9項)

◆テレワークの徹底 目標値：出勤者数の7割削減

◆在宅勤務・時差出勤の徹底

◆職場・寮における感染防止策の徹底

◆従業員への基本的な感染防止策の徹底や、 会食自粛等の呼びかけ

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請内容

営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮

要請期間

令和3年1月12日(火) 午前 0時から
令和3年2月 7日(日) 午後 12時まで

地域

県内全て

対象業種

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等

※宅配・テイクアウトサービスを除く

遊興施設等：バー、カラオケボックス等(飲食店営業許可取得店舗)

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く ⇒ 感染防止対策の徹底を要請

営業時間

午前 5時から午後 8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後 7時まで

施設の営業時間短縮等の働きかけについて

施設

働きかけの内容

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・ 集会場又は公会堂、展示場
- ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・ 運動施設又は遊技場
- ・ 博物館、美術館又は図書館

- ・ 午後8時までの営業時間短縮
（酒類の提供は
午前11時から午後7時まで）
- ・ 人数上限5,000人、
かつ、収容率50%以下

- ・ 物品販売業を営む店舗（1000㎡超）
（生活必需物資を除く。）
- ・ サービス業を営む店舗（1000㎡超）
（生活必需サービスを除く。）
- ・ 遊興施設（飲食店営業許可施設を除く。）

- ・ 午後8時までの営業時間短縮
（酒類の提供は
午前11時から午後7時まで）